障害を理由とした差別に関する相談事例集　ともにあゆむために　第4版

茨城県

令和４年９月作成：茨城県福祉部障害福祉課

【1ページ】

障害を理由とした差別に関する相談事例集

本県では、平成２７年４月から「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（障害者権利条例）」が施行されており、平成２８年４月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」も施行されました。

この条例により、障害を理由とした差別を解消するための体制として「障害者差別相談室」が設置され、差別に関する相談対応や、情報提供、関係者間の調整等を実施しています。

条例施行後からこれまでに、差別相談室への相談もたくさん寄せられました。

障害を理由とした差別とはどのようなものか、どのようなことが原因であったのか等、各ケースをご覧いただき少し考えてみましょう。

※対応・結果については、具体的な場面や状況、障害の程度等さまざまな要因により、両者の対話の中から導き出されるものであるため、個々のケースにより判断が異なりますのでご注意ください。

※各ケースについては、例であり実際にあった相談内容とは異なる場合があります。

【2ページ】

目次

１　障害者差別解消法・障害者権利条例とは

①法令等の概要 ②不当な差別的取扱いの禁止　③合理的配慮の提供　④社会的障壁の例

２　障害を理由とした差別に関する相談事例集

ケース1　窓口での対応について

ケース2　待合室での呼び出しについて

ケース3　飲食店への入店拒否について

ケース4　工場見学の拒否について

ケース5　入浴施設の利用拒否について

ケース6　不採用時の障害を理由とした正当な理由

ケース7　入学試験の願書受付拒否について

ケース8　車椅子使用者の電車利用への配慮について

ケース9　交通事業者（観光バス等）の問合せ対応について

ケース10　アパート賃貸の手続きについて

ケース11　避難する時の誘導支援について

ケース12　働く環境の配慮について

どんなことでも相談してください

障害者権利条例・障害者差別解消法の講師派遣

３　障害者に関するマーク等

①障害者のための国際シンボルマーク　②身体障害者標識　③聴覚障害者標識　④盲人のための国際シンボルマーク　⑤オストメイトマーク　　⑥ハート・プラスマーク　⑦ほじょ犬マーク　⑧耳マーク　⑨障害者雇用支援マーク　⑩ヘルプマーク

「障害者差別解消法」「障害者権利条例」に関する関係機関

【3ページ】

以下、本文

１　障害者差別解消法・障害者権利条例とは

①法令等の概要

障害者差別解消法・障害者権利条例は、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、支え合う社会をつくるために定められました。

特に、条例では、障害者等に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を差別と規定し、行政機関や事業者に対し、それぞれの立場において差別解消に取り組むことを求めております。

②不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、条件を付け、制限すること等により、障害者の権利利益を侵害することが、障害を理由とした不当な差別に当たります。

不当な差別的取扱いの例

飲食店などで　　車いすで（盲導犬を連れて）レストランや飲食店に入ろうとしたら、断られた。

入会窓口などで　　スポーツクラブやカルチャーセンターに入会を申し込んだ。障害があることを伝えたら、そのことを理由に入会を断られた。

【4ページ】

③合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある方から、社会的障壁（社会の中にあるバリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

合理的配慮を提供しないことの例

駅などで　　駅などで電車に乗れば目的地に行けるか尋ねたが、わかりやすく説明してもらえなかった。

避難所などで　　災害時の緊急案内が音声でしか提供されなかったので、どうすればよいのかわからなかった。

④社会的障壁の例

社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会の仕組み（事物、制度等）を指します。社会的障壁に気づくことができれば、それを取り除くための具体的な行動を起こすことができます。自身の周囲に気を配り、多様な人々の困りごとを察知できる力を養いましょう。

①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）

②制度（利用しにくい制度など）

③慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など）

④観念（障がいのある方への偏見など）

例　街中の段差　３センチメートル程度の段差で車椅子は進めなくなります。

例　ホームページ　すべてが画像だと読み上げソフトは機能しません。

【5ページ】

ケース1　窓口での対応について

知的障害のあるＡさんは、ある日、福祉サービスの利用申請をするために市役所へ行きました。

申請する場所がわからなかったので、総合窓口の方に聞いたところ、詳しく説明してくれ、必要な窓口まで案内してくれました。

窓口で順番を待ったあと、担当者へ利用したいサービスを伝えたところ、申請に必要な書類の説明をされました。専門的な書類で、複雑なものが多く、理解することができなかったため聞き直しましたが、担当者からわかりやすい言葉での説明をしてもらえず、利用を諦めることにしました。

問題点

担当者は、Ａさんに知的障害があることをわかっていながら、　　丁寧な説明を行いませんでした。また、これにより、Ａさんが本来受けられるはずの福祉サービスを受けることができませんでした。

相談室から

障害のある方から求められた内容が、本来の業務に伴うものであって、実施することが過重な負担でない場合は、合理的配慮を提供する必要があります。

今回のケースでは、ゆっくりわかりやすく説明し、どこがわからないか確認したうえで、説明することができていれば、問題とならなかったと考えられます。

【6ページ】

ケース2　待合室での呼び出しについて

精神障害（及び発達障害）のあるＢさんとご家族は、医療機関で受診するため、待合室で待っていましたが、その日は、受診者がとても多く、待ち時間が大変長くなっていました。

Ｂさんは、どのくらい待てば良いか理解できない不安から、落ち着きがなくなり、騒ぐようになってしまいました。

このことから、ご家族はＢさんが落ち着けるように別室を用意してもらえないかお願いをしました。しかし、その医療機関には空いている部屋がなく、用意することはできない状況でした。

そこで、医療機関は、用意することができない理由をご家族に丁寧に説明し理解を得ました。また、診察の順番が来たら電話で知らせるので、車で待っていただいても良いことを併せて伝えました。

問題点

精神障害、発達障害という特性を理解したうえでの合理的配慮を提供したケースです。ご家族からは、別室の提供を希望されましたが、実現されなかったため、替わりの案を伝え、納得していただいた良い事例です。

相談室から

ご家族からの提案は実現できないことを説明し、納得いただいたうえで、その代替措置を提案することはとても大切なことです。

今回のケースでは、車で待っていただくことになりましたが、診察の順番を早めるということも、合理的配慮の提供となります。

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて、手段・対応は異なりますので、まずは、両者でゆっくり丁寧に話し合うことを第一に考えましょう。

【7ページ】

ケース3　飲食店への入店拒否について

視覚障害のあるＣさんは、盲導犬を連れて外出していました。

喉が渇いたので、喫茶店に入ったところ、店員から「犬が一緒では入店できませんので、店の外の席で飲むようにお願いします」と案内され、店内の利用は拒否されてしまいました。

納得のいかなかったＣさんは、店や法人本部にも問合わせ、事情を訴えるとともに、「障害者権利条例」に基づき設置されている「障害者差別相談室」からも、盲導犬の同行を差別しないよう店側を指導してほしいと相談しました。

そこで、相談員が店を訪問し、盲導犬の同行に対する扱いについて説明し、同様のことが起こらないよう、お願いをしました。

問題点

盲導犬の同伴を理由として入店を拒否された「不当な差別的取扱い」を受けたケースです。身体障害者補助犬法では「同伴することを拒んではならない」と規定されています。

相談室から

このケースは、店のルールにより障害者の入店を拒否したものではなく、アルバイト店員への教育不足のために、発生した問題でしたので、店側が店長以下全店員に対応マニュアルの周知を徹底しました。

入店できない正当な理由がある場合は、その理由について「少し詳しく」説明し、理解を得ることが大切です。代替措置を検討できる場合は、方法について話し合いましょう。

（例：満員である、店が狭く車いすが入れないので車いすを降りて椅子に座ってもらえるか　等）

【8ページ】

ケース4　工場見学の拒否について

視覚障害のあるＤさんは、盲導犬を連れて地域のバスツアーに参加していました。

工場見学の入り口で、靴を履き替えようとしたところ、｢犬の同伴はできません」と言われ、理由も告げられぬまま入口で待たされてしまいました。

Ｄさんは、理由を担当者へ聞きましたが、納得のいく説明はしてもらえませんでした。結果として盲導犬は、バスで待機することになり、Ｄさんは、付き添いの人と入り口で靴を履き替え、白衣、マスク、キャップを身に付け、工場見学をしました。

盲導犬が工場見学を拒否された正当な理由が知りたいと相談がありました。

問題点

身体障害者補助犬法では「同伴することを拒んではならない」と規定されており、施設等に著しい損害が発生するおそれがある場合は、正当な理由を話さなくてはなりません。

後述の「ほじょ犬マーク」を参照

相談室から

このケースは、工場内へ人毛や雑菌等の混入を防ぐため、見学時に、靴の履き替え、白衣、マスク、キャップの装着がルールとなっており、衛生管理が徹底されている状況でした。

工場では、視覚障害者による見学を想定していなかったため、対応に時間が掛かってしまったうえに、同伴できない理由の説明もありませんでした。このケースをきっかけに、工場では、目で見る物ばかりではなく、触ったり、香りをかいだりする工夫を約束してくださいました。

【9ページ】

ケース5　入浴施設の利用拒否について

ストーマ装具の装着をしている内部障害のあるＥさんは、トレーニングをするため、スポーツジムの会員になっています。

ある日、トレーニングをした後、汗を流すため、入浴してから帰ろうと思ったところ、ジムの担当者から「それを付けている方は、お風呂を汚してしまうかもしれないので、入浴しないで欲しい」と言われてしまいました。

説明をしましたが、担当者に「聞いたこともない」と言われ、理解してもらえず、入浴することはできませんでした。

ストーマとは

消化管や尿路の疾患等により、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストーマを持つ方をオストメイトと呼ぶ。

問題点

ストーマ装具の使用が衛生的に問題ないこと等、ストーマに対する理解不足から発生した「不当な差別的取扱い」を受けたケースです。

相談室から

ストーマ装具装着者であっても、ストーマ装具自体は清潔であり入浴は衛生上も問題ないことをスポーツジムに説明し、スポーツジムでの入浴ができることになりました。

障害は種類が多くすべてを理解することは難しいですが、障害のある方から説明があった際には、上司に確認する等の対応をしてみてはいかがでしょうか。今回のケースであれば、問題にならなかったはずです。

【10ページ】

ケース6　不採用時の障害を理由とした正当な理由

就職活動中で身体障害のあるＦさんは、店頭でバスの運転手募集のチラシを見つけ、働いてみたいと感じ、面接の申し込みをしました。

面接を実施したところ、障害があることを理由に断られました。

会社からは、断った理由として「Ｆさんは下肢に障害があり、現在では運転できるバスがありません。そのため、今回は不採用とさせていただきます。」との説明があり、Ｆさんはその理由に納得したため、今回この会社への就職を諦めることにしました。

問題点

事業者が、事業主の立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別は「障害者雇用促進法」で禁止されています。なお、今回のケースは「正当な理由」があったために、障害のある方からの求めを断ったケースです。

相談室から

「正当な理由」により断る場合は、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、やむを得ないと言える場合です。また、障害のある方にその理由を説明し、理解を得ることが重要です。

採用後に障害者であることを知った場合でも、障害の種類や程度、本人の希望等から、本人の能力に合った業務への変更を検討する等の配慮が求められます。話し合いの際には、障害に詳しい支援機関に相談することも検討してみてください。

【11ページ】

ケース7　入学試験の願書受付拒否について

身体障害のあるお子さんの保護者Ｇさんは、今年度高校受験をするため、お子さんと私立高校の入学説明会に参加し、障害があっても入学は可能ということを確認し、お子さんは受験に向け、勉強に取り組んでいました。

ところが、願書の受付時期になると、障害を理由に受付を拒否されてしまいました。学校からは、「教員不足や災害時の支援体制、施設の不備等から、問題なく学校生活を送ることができるか不安である」との説明がありました。

Ｇさんは、障害者差別相談室に対し、学校に合理的配慮を提供するよう説明して欲しいと相談しました。

そこで、相談員と学校との話し合いの結果、学校は理解を示し、受験することができました。

問題点

学校では、以前にも障害児を受け入れていましたが、今回の症状のある障害児を受け入れた前例がないため、受付を拒否してしまったとのことでした。このような場合、障害程度の説明等、両者の話し合いが何よりも大切です。

相談室から

入学説明会後に障害の程度について、学校と詳細な打合せをもつことができれば、このケースは問題にならなかったと思われます。また、在学している中学校に協力を依頼しても良いでしょう。

学校側の配慮はもちろん必要ですが、ご家族の方も、障害の程度や、どの程度の支援が必要か、どのような症状が想定されるか等、細やかな説明をする必要があります。そのためにも、話し合いの場をもつことが重要です。

【12ページ】

ケース8　車椅子使用者の電車利用への配慮について

身体障害（肢体不自由者）のあるＨさんは、国体の選手に選ばれ、競技の強化練習に参加することになりました。練習施設からの帰宅時に、改札口から反対のホームまで跨線橋を渡る必要があることから、駅員に合理的配慮の提供を求めましたが、人手不足を理由に断られました。

帰宅時は、練習施設から一駅隣の駅を利用することを提案されましたが、電車料金に加え、タクシー代も負担することになり、「Ｈさんは施設に入所しており、経済的に苦しいため、何とかならないか」との相談がありました。

問題点

差別相談室の相談員が交通機関の問合せ窓口に連絡し、事実関係を確認したところ、「練習施設の最寄駅の駅員は１人しか配置されておらず、対応は難しい」とのことでした。

相談室から

最終的に同交通機関の支社と話し合いをしたところ、「一度、帰宅路と逆方向の一駅先に向かい、反対のホームに乗り換えるのはどうか」との提案がありました。「一つ先の駅にはエレベーターが各ホームに設置されており、駅員も複数人いるため、誘導対応することができる」「帰宅時に駅員が対応し、事前に一つ先の駅に連絡することで利用時のトラブルを避けることができる」「１区間の利用料金は無料にする」とのことで、このような合理的配慮から相談者の理解を得ることができました。

話し合いの結果、交通機関からの代替手段の提案（合理的配慮の提供）につながったケースです。両者の丁寧な話し合いの大切さがよくわかります。

【13ページ】

ケース9　交通事業者（観光バス等）の問合せ対応について

聴覚障害のあるＩさんは、交通事業者に対し、事業者ＨＰのＱ＆Ａ料金割引について問合せをしたところ、障害者というだけで話を聞いてもらえませんでした。「この事業者は『差別解消法の趣旨』、『合理的配慮の提供』への理解が足りていないので、よく周知してほしい」との相談がありました。

差別相談室の相談員が事業者を訪問し、事実関係を確認しました。面談した職員からは「対応した職員は障害者＝身体的介助が必要な方と思い込み、当事業所には介護資格者が不在のため、他事業者を案内してしまった」「障害の内容等を丁寧に確認したうえで対応すべきだったと反省している」との話がありました。

問題点

問合せに対応した職員が、障害に関する知識や合理的配慮の提供への理解が不足していたために、丁寧な説明をしなかった合理的配慮の不提供のケースです。

相談室から

このケースでは、障害者差別解消法等への理解を深めてもらうため、事業者に対し、交通機関における対応事例等を説明し、職員への周知徹底をお願いしました。

周知に不安があったり、職員一人ひとりに周知することが困難な場合には、出前講座等を利用するのも良いでしょう。県でも「講師等派遣」を行っていますので活用してください。

後述する「障害者権利条例・障害者差別解消法の講師派遣」を参照

【14ページ】

ケース10　アパート賃貸の手続きについて

身体障害のあるＪさんは、地域移行支援により１人暮らしを始めることになりました。

自分の住みたい所に、素敵なアパートがあったので、さっそく不動産会社を訪れ、入居の手続きを始めることにしました。

不動産会社では、家賃が必ず支払われるように、入居する全ての方に、保証会社への加入を義務づけていました。もちろん、Ｊさんも保証会社へ加入することが必要になります。

保証会社へ加入するには、その会社の審査に合格する必要がありますが、Ｊさんはその審査に落ちてしまいました。もしかしたら、障害者だから差別され、落とされたのではないかという不信感をもってしまいました。

問題点

Ｊさんが「障害があるから審査に落ちたのではないか。」と疑問をもったケースです。一般的に保証会社の結果に対する理由は公表されないとのことですので理由は不明ですが、今回のケースでは、Ｊさんの収入に対し家賃が高額であったため、審査で落ちてしまったと考えられます。

相談室から

障害を理由に、入居を拒否することや、説明もない場合は「不当な差別的取扱い」に該当する場合があります。賃貸物件の規模や設備の配置上、入居が不可能な場合は、丁寧に理由を説明することが大切です。

保証に関する審査等では、家族や関係者のサポート体制が証明できれば審査が通るケースもあるとのことなので、詳しく話し合える場を設けることも大切です。

【15ページ】

ケース11　避難する時の誘導支援について

聴覚障害のあるＫさんは、音をまったく聞くことができません。ある日、買い物のため近所のデパートに外出したところ、そのデパートで火災が起きてしまいました。

デパートでは、火災発生を知らせる放送、職員による避難誘導が行われていましたが、Ｋさんには何が起きているのか分かりませんでした。Ｋさんは、周りの人が慌てている様子から、何か発生したのだと感じ、通り過ぎる人に声をかけて、筆談で今の状況について教えて欲しいと求めましたが、求めには応じてもらえませんでした。

困っている様子のＫさんに気付いてくれた人が、Ｋさんの肩をたたき、今の状況を簡単に筆談で教え、フロアの地図を利用し道案内したうえで、避難場所まで誘導してくれました。この人のおかげでＫさんは無事避難することができました。

問題点

施設からの災害情報を音声のみに頼っていたため、聴覚障害のある方に情報が伝わらなかったケースです。情報の発信方法について、検討する必要があります。

相談室から

電光掲示版や文字で状況を示せる設備の設置を検討することが求められます。また、避難所では災害の状況を的確に判断するのが困難なため、絵、図、文字を組み合わせる等、わかりやすい言葉で状況を説明し、トイレの位置等を伝える必要があります。

災害時等においては、どうすれば良いかわからない人や、思うように行動に移せない人がいる場合があります。障害者本人からの意思の表明の有無に関わらず、自主的な支援に心がけましょう。

障害のある方はヘルプマークを身に付けることで周りからの助け求めることができます

後述の「ヘルプマーク」を参照

【16ページ】

ケース12　働く環境の配慮について

精神障害のあるＬさんは、障害者雇用枠でファミリーレストランのホールウエイターとして働き出して１年が経過しました。

最近ホールの責任者が変わり、障害に対しての理解や配慮のない対応を受けるようになってしまいました。

Ｌさんは体力がなく、長時間の勤務は困難なこと、睡眠障害もあるため早番の勤務が難しいということで医師の診断書を提出しているにもかかわらず、理解が得られなく、早番の勤務を命じられたり、疲れからのミスをすると罵声を浴びせられたりするようになっていました。

職場の上司支配人に改善を求めたところ、対応を検討してくれることになりました。対応方針について、差別相談室に助言を求める依頼がありました。

問題点

Ｌさんは精神障害があり、採用時に自分の障害のことは伝え、配慮してもらっていましたが、現場の責任者が変わったことにより、今までしてもらっていた配慮をしてもらえなくなりました。

相談室から

今回のケースは、精神障害のある方が職場での勤務を続けるにあたり、職場の管理者が、障害者差別解消法等の制度や合理的配慮の内容を相談室と一緒に確認し、対応を考えたケースです。

「シフトを体調に合わせて柔軟に組む」、「本人の状況に応じて業務量を調整する」等の配慮に努めることとなり、Ｌさんは就労の継続が可能になりました。

【17ページ】

どんなことでも相談してください

茨城県障害者差別相談室がご相談にのります。

茨城県では、障害を理由とした差別を解消するために、「茨城県障害者差別相談室」を設置しています。専門の相談員が皆様のもとに伺い、差別に関するご相談にのらせていただきます。皆様と相手方に立って、事実をきちんと調査し、合理的配慮の提供についてご提案します。相談いただいた際のプライバシーは守られますので、安心してご相談ください。また、ご本人だけでなく、ご家族等の相談も承ります。

茨城県障害者差別相談室

所在地：セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県総合福祉会館）2階　（水戸市千波町1918）

相談員： 3名

受付時間：午前9時から午後5時まで（月曜日から金曜日まで）

電話番号：029-246-6049

ファックス：029-246-6048

【18ページ】

障害者権利条例・障害者差別解消法の講師派遣

県では、県民一人ひとりの皆様に、「障害者差別解消法」、「障害者権利条例」についてご理解いただくため、各種の研修会等で説明させていただく「講師等派遣」に取り組んでいます。皆様の職場研修や学習会等にどうぞご活用ください。

１　講師等派遣の概要

派遣講師等　県福祉部障害福祉課の担当職員や相談員を派遣します。

講義時間　ご依頼者様のご都合の時間で対応いたします。（30分～60分程度）

講義内容　障害者差別解消法や障害者権利条例、さらに具体的な相談事例や合理的配慮等幅広く説明いたします。

派遣対象　県内に所在する企業、行政機関、団体の方等（任意のサークルも含みます。）

派遣経費　無料です。（講師等の人件費及び旅費は、県が負担します。）

２　派遣の申込等

申込先　電話、メール等により次の連絡先まで、お申し込みください。

【提出・お問い合わせ先】

茨城県福祉部障害福祉課企画グループ

住所：郵便番号３１０－８５５５　水戸市笠原町９７８番６

電話番号：０２９－３０１－３３５７

ファックス：０２９－３０１－３３７０

メールアドレス：shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

派遣決定　担当職員等の日程調整を行ったうえで、ご依頼者様あて連絡いたします。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせ先までご連絡ください。

【19ページ】

３　障害者に関するマーク等

障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のシンボルマークです。

身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由の方（免許条件）が運転する車に表示するマークです（努力義務）。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害の方（免許条件）が運転する車に表示するマークです。

盲人のための国際シンボルマーク

信号機等視覚障害者の安全やバリアフリーの建物、設備等に付けられた、盲人のためのマークです。

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。聞こえない方や聞こえにくい方への配慮を表すマークです。

ハートプラスマーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法では、施設等に著しい損害が発生するような、やむを得ない場合を除(のぞ)き、飲食店(いんしょくてん)、商業(しょくぎょう)施設(しせつ)、病院(びょういん)等(など)の不特定(ふとくてい)かつ多数(たすう)の方(かた)が利用(りよう)する施設(しせつ)では、同伴(どうはん)することを拒(こば)んではならないと、規定(きてい)されています。施設(しせつ)等(など)に著(いちじる)しい損害(そんがい)が発生(はっせい)するおそれがある場合(ばあい)は、正当(せいとう)な理由(りゆう)を話(はな)さなくてはなりません。

耳マーク

聞こえない方や聞こえにくい方への配慮を表すマークです。

障害者雇用支援マーク

障害者の在宅就労支援や障害者就労支援を認めた企業等に対して付与する認証マークです。

ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方（聴覚障害、内部障害等）が、周囲の方に配慮等を必要としていることを知らせることができるマークです。

障害のある方に配慮した施設であることや、それぞれの身体状況について分かりやすく表示するため、様々なマークや表示があります。マークの意味を正しく理解し，思いやりのある行動をお願いいたします。

【22ページ】

障害者差別解消法、障害者権利条例に関する関係機関

内閣府　（https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html）

合理的配慮等具体例データ集「合理的配慮サーチ」　（https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/）

厚生労働省

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/index.html）

茨城県福祉部障害福祉課　（https://www.pref.ibaraki.jp/kurasu/fukushi-kosodate/shogaisha/index.html）

茨城に障害のある人の権利条例をつくる会　（http://www.honyara.jp/ibakentsu/index.html）

この小冊子を受け取った日を記録しておきましょう !

取得年月日　年　　　月　　　日

学校名（所属）

氏名

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例

茨城県障害者差別相談室を設置しております

困った時は専門の相談員が対応します

電話番号：０２９－２４６－６０４９

ファックス：０２９－３０１－３３７０

メールアドレス：shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

受付時間：月曜日から金曜日　午前9時から午後5時まで　祝日、年末年始を除く

手話通訳等が必要な場合には、来室前にご相談ください。

直接ご来訪でのご相談も受け付けております

郵便番号３１０－０８５１　 水戸市千波町１９１８

セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県総合福祉会館）2階

駐車場台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

公共交通機関をご利用の場合

ＪＲ水戸駅北口６番乗り場より、関東鉄道バスで約２０分　「県福祉会館前」下車

発行日　令和4年9月

発行者　茨城県福祉部　障害福祉課

郵便番号　310-8555　水戸市笠原町978-6

電話番号　029-301-3357